

## 令和6年度みやぎのお酒を活用した「コト消費」ツアー造成及びプロモーション業務 業務委託仕様書（案）

### 1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和6年度みやぎのお酒を活用した「コト消費」ツアー造成及びプロモーション業務（以下「本業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

### 2 業務の目的

宮城県は日本有数の日本酒の産地であり、評価の高い銘柄も多いが、観光面（酒蔵見学、旅館、飲食）において十分に活用されているとは言えず、一層の国内外への「酒どころ」としてのアピールが必要である。宮城の強みはなんとと言っても「山の幸、海の幸」の美味しいグルメが揃っていることである。その強みを活かしたお酒と料理のペアリング講座や蔵元との交流の機会、温泉などをあわせた非日常性が高く、日本酒及び宮城県への関心や興味を深める旅行商品を造成し、参加してもらうことにより宮城県の日本酒の認知度の向上と旅行者の誘客を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日（月）まで

### 4 業務委託の内容

本業務の内容は次の（1）から（8）とし、その内容について提案すること。

#### （1）酒蔵見学、日本酒についての座学、観光を含んだ旅行商品の造成と催行

酒蔵やその土地の歴史や風土を学び、生産者の思いを知るような内容とした、宮城県の日本酒への興味・関心を深め、再訪に繋がる旅行商品を造成、販売及び催行すること。

イ 酒蔵見学、座学、周辺観光を行程に含めた日帰りツアーを造成し催行すること。

ロ 酒蔵見学、座学、周辺観光を行程に含めた、宮城県内の温泉施設に宿泊するツアーを造成し催行すること。宿泊施設と酒蔵はできるだけ同じエリアにすることとし、夕食にはそのエリア又は宮城県内の食材を使用したお酒に合う料理を提供すること。また、宿泊施設において蔵元による座学の実施、親睦を深める時間を設けること。

ハ 実施時期は受入れ先と調整して決めることとし、日帰りツアーは2本以上、宿泊ツアーは、仙台・松島エリア、三陸エリア、県北エリア、県南エリア各1本以上の設定とする。各コース募集人員は5～10名程度とする。なお、受入れする施設がそれ以上の人数を受入れられる場合はその限りではない。

ニ 首都圏及び宮城県内在住の20歳以上であること以外ターゲットについては限定しないものとするが「2 業務の目的」の達成度を高めるために想定されるターゲット

トを提案すること。なお、実施にあたっては提案内容を踏まえ発注者との協議の上設定するものとする。

## (2) 国内在住外国人モニターツアーの造成と催行

日本国内に居住する日本酒に興味のある外国人向けのモニターツアーを造成し、宮城県の日本酒や観光について参加者のSNS等により現地での様子等の情報を発信し誘客を図る。

イ 酒蔵見学、観光、酒飯店での試飲と宮城の食材を使用した料理のペアリングを行程に組んだモニターツアーを造成し催行すること。なお観光については外国人に人気のあるコンテンツを選定すること。

ロ 実施時期は秋・冬それぞれ1本以上設定し、参加者は各回5名以上とすること。

ハ モニターツアーの参加者を手配すること。各自のSNSで母国へ向けて情報を発信することを参加の必須条件とし、3回程度の投稿を依頼すること。なお、今後宮城県がプロモーションを検討している国（アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国、インド）の方を中心に手配することとし、本事業の目標達成に資する手配方法について提案すること。

ニ モニターツアーにかかる費用は全て委託費用に含めること。

## (3) 鉄道と日本酒を活用した旅行商品の造成と催行

列車を貸切り、列車内イベントや日本酒、地元食材を味わえる旅行商品を造成し販売及び催行について提案すること。また、当イベントをきっかけに鉄道旅の楽しみを再発見し、鉄道利用促進を図れるような内容にすること。

イ 貸切り列車の申請、手配を行い車内で飲食ができる日帰りの旅行商品を造成、販売、催行すること。

ロ 列車内で、日本酒およびお酒に合う沿線エリアの食材、特産品を使用したおつまみを提供すること。

ハ 貸切り列車に蔵元や酒飯店に乗車してもらい、参加者にお酒の紹介や楽しみ方等を案内すること。

ニ 実施時期は12月から2月とし、合計2回実施すること。募集人員は各回約60名とするが、列車の座席数に応じて変更すること。列車の路線、車両はそれぞれ違うものとする。ただし手配上難しい場合はその限りではない。

ホ 停車する駅周辺での観光や各自治体と連携したイベントやマルシェ等の販売会を実施すること。既存のイベントに合わせて貸切り列車の運行日を提案することも可能とする。

ニ 首都圏及び宮城県内在住の20歳以上であること以外ターゲットについては限定しないものとするが「2 業務の目的」の達成度を高めるために想定されるターゲット

トを提案すること。なお、実施にあたっては提案内容を踏まえ発注者との協議の上設定するものとする。

- (4) 本項(1)及び(3)の旅行商品の販売告知及び本項(1)から(3)の参加者の確保及びプロモーションを行うこととし、具体的な周知方法について提案すること。

【想定される情報発信(例)】

- ・チラシの作成
- ・雑誌、新聞への記事掲載
- ・現地の様子を記事化・映像化等をし、SNS等で拡散
- ・受注者自らが運営するウェブページ等への掲載

- (5) 本項(1)から(3)の成果を踏まえた商品化の検討

本事業終了後、継続した取組みをするにあたり「宿泊」・「飲食」・「酒」・「酒・土産等の購入」等、持続可能な誘客ツールになりえる商品化を検討することとし、手法及び想定できる内容を提案すること。

- (6) その他、予算の範囲内で、本業務の目的に資するための独自提案を行うこと。

- (7) 実施したツアー及びプロモーションの効果測定・分析

「2 業務の目的」の達成度を測定するためのKPI(評価指数)を設定するほか、測定・分析をするにあたり、旅行参加者にアンケート調査を実施するとともに、分析結果については参加や協力したDMOや自治体職員等へフィードバックし、本事業終了後も継続した取組に繋がるようにすること。

- (8) その他

イ 蔵元を含む参加事業者との調整を行うこと。なお、旅行商品等に参画する蔵元への初回の案内(参画依頼)は宮城県酒造組合へ依頼し行うこととし、詳細の打合せ等は宮城県酒造組合をとおさず、参画する蔵元と直接行うこと。

ロ 参加事業者との調整に要する経費、謝礼、交通費及び宿泊費等の必要経費は委託料に含むこと。

## 5 成果物および業務完了報告書等の提出

- (1) 成果物

4(1)から4(3)で作成した成果物(画像データ等を含む)を、電子媒体を含めて、令和7年3月17日までに納品すること。

## (2) 業務完了報告書等

本業務の完了後、速やかに実施した業務の内容を記載した報告書（任意様式）を作成し、業務完了報告書（指定様式）と併せて発注者に提出するものとする。

なお、報告書と業務完了報告書については、紙媒体 1 部及び電子媒体で令和 7 年 3 月 17 日までに提出すること。

## 6 契約に関する条件等

### (1) 著作権等

イ 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自らまたは発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。

ロ 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

ハ 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受注者において調査・確認を行うこと。

### (2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

### (4) 再委託の制限等

イ 受注者は、本業務の全部又は本業務の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ロ 受注者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）等、必要事項を受注者に対して書面で報告しなければならない。

## 7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。また、予め業務のスケジュールを設定して事業を実施すること。

- (2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、業務完了後は速やかに実施した業務の内容を記載した報告書を作成し、業務完了報告書と併せて発注者に提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上決定することとする。  
なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (4) 受注者はやむを得ない事情が発生した場合や、業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について県と協議することができる。
- (5) 納入物に関する著作権は、発注者に帰属するものとする。なお、一部についてはその限りではない。
- (6) 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように、受注者が責任を持って調整すること。